2017 年 12 月 22 日 みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザリー部

—金融政策関連—

<u>みずほ中国 ビジネス・エクスプレス</u>

(第454号)

中国人民銀行、中国銀行業監督管理委員会 『自動車ローン管理弁法』を改定 新エネ・中古車市場拡大を後押し

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国人民銀行と中国銀行業監督管理委員会は連名で、2017 年 10 月 13 日付の『自動車ローン管理弁法 (2017 年改定)』(中国人民銀行 中国銀行業監督管理委員会令 [2017] 第 2 号、以下『改定弁法』という) および 2017 年 10 月 16 日付の『自動車ローンに関する政策の調整についての通達』(銀発 [2017] 第 234 号、以下『234 号通達』という) を公布しました。『改定弁法』では新エネルギー車の定義を追加し、信用の程度により無担保でのローンも認める等の調整を、『234 号通達』では新エネ車は最高 85%、中古車は最高 70%といった具体的な貸付比率等を定めています。『改定弁法』『234 号通達』は 2018 年 1 月 1 日より施行されます。

□ 貸付比率は別途規定へ

『改定弁法』における改定内容のうち、最高貸付比率については「中国人民銀行、中国銀行業監督管理委員会がマクロ経済、業界発展等の実際の状況に基づき別途、規定する」(第22条)と変更されています。このため具体的な最高貸付比率(図表1参照)を定めた『234号通達』は『改定弁法』とほぼ同時に公開されています。従来型の自動車における貸付比率には変更がなかった一方、近年、政府主導で普及が進められている新エネ車に対しては最高で85%と高い水準に定められました。中古車も新車と足

並みをそろえるように、従来の 50%から 70%へ引き上げられています。

貸付比率における**自動車価格**について『改定弁法』では、 新車に対しては自動車の実際の成約価格(政府の補助金を 控除し、かつ保険料等を含まない)と自動車メーカーが公 布する価格のうち低い方を、中古車では自動車の実際の成 約価格(政府の補助金を控除し、かつ保険料等を含まない)

【図表 1】改定後の最高貸付比率

新車	従来型	自家用	80%
	(石油燃料)	商用	70%
	新エネルギー	自家用	85%
		商用	75%
中古車	70%		
/『224 早る法』に甘べき、由国			

(『234号通達』に基づき、中国アドバイザリー部作成)

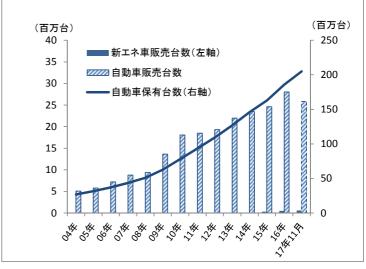
と貸付人による評価価格のうちで低い方とする(第 22 条)と定めており、注意が必要です。

この他『改定弁法』の主な改定内容は以下 のとおりです。

⇒ 新エネルギー自動車の定義を追加

新型動力システムを採用し、完全にもしくは主として新型エネルギーをよりどころとして駆動する自動車を指し、プラグインハイブリッド(航続距離延長型を含む)自動車、電気自動車および燃料電池自動車等を含む(第4条)

【図表 2】自動車販売・保有台数の推移



出所:中国汽車工業協会、交通運輸部、CEIC

> 信用が良好な場合は担保不要

貸付人による審査・評価を経て、借入人の信用が良好で、ローンの償還が確かにできると確認された場合、担保を提供しなくてもよい(第24条)

□ 伸び代のある市場を政策で後押し

『234 号通達』の冒頭で言及されている『中国人民銀行 銀監会 新たな消費領域に対する金融支援の強化に関する指導意見』 (2016 年 3 月公布)には、新エネ車と中古車の頭金比率が明記されていました。加えて、自動車金融会社が消費者に自動車購入ローン(もしくはファイナンスリース)を提供するとともに、購入車両の付属商品(カーナビや充電設備、車両保険等の無形付属商品・サービス)への融資提供を許可するとも記載されており、引き続き関連規定が公布されるものと予想されます。

公安部交通管理局が 2017 年 7 月に発表した、2017 年 6 月末現在の中国における自動車保有台数は 2 億 500 万台(図表 2 参照)で、中国汽車流通協会の発表では、2016 年の新車(乗用車)販売台数は 2,438 万台、中古車はその半分以下となる 1,039 万台でした。自動車金融の浸透率をみると、2017 年 8 月には 30%と発表(中国汽車流通協会)されており、今回の改定は自動車ローンや中古車市場の成長、また新エネ車普及を後押しするきっかけの一つとなりそうです。

*

『改定弁法』および『234 号通達』の詳細については、3 ページからの日本語仮訳および 11 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザリー部】

^{1 『}中国人民銀行 銀監会 新たな消費領域に対する金融支援の強化に関する指導意見』の詳細については、以下のリンク先(中国語 原文)をご参照ください。

^{⇒ &}lt;a href="http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3041026/index.html">http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3041026/index.html

(日本語仮訳)

中国人民銀行 中国銀行業監督管理委員会令 [2017] 第 2 号

自動車消費の促進をさらに支持し、自動車ローン業務の管理を規範化するため、中国人民銀行、中国銀行業監督管理員会は『自動車ローン管理弁法』の改定を決定した。改定後の『自動車ローン管理弁法』は、中国人民銀行行長弁公会議および中国銀行業監督管理委員会主席会議による審議の可決を経て、ここに発布し、2018 年 1 月 1 日より施行する。もとの『自動車ローン管理弁法』(中国人民銀行 中国銀行業監督管理委員会令[2004]第 2 号発布)は同時に廃止する。

中国人民銀行 行 長 周小川 銀 監 会 主 席 郭樹清 2017 年 10 月 13 日

自動車ローン管理弁法

(2017年改定)

第1章 総則

- 第1条 自動車ローン業務の管理を規範化し、自動車ローンのリスクを防止し、自動車ローン業務の健全な発展を促進するため、『中華人民共和国中国人民銀行法』、『中華人民共和国銀行業監督管理法』、『中華人民共和国商業銀行法』等の法律規定に基づき、本弁法を制定する。
- 第2条 本弁法がいう自動車ローンとは、貸付人が借入人に実行する自動車(中古車を含む)購入に用いる貸付を指し、個人による自動車ローン、代理商による自動車ローンおよび機構による自動車ローンを含む。
- 第3条 本弁法がいう貸付人とは、中華人民共和国国内で法に基づき設立した、中国銀行業監督管理委員会およびその派出機構の批准を経て人民元貸付業務を経営する商業銀行、農村合作銀行、農村信用社および自動車ローン業務経営の認可を取得した非銀行金融機構を指す。
- 第4条 本弁法がいう自家用車とは、借入人が自動車ローンを通じて購入した、営利を目的としない自動車を指す。商用車とは、借入人が自動車ローンを通じて購入した、営利を目的とする自動車を指す。中古車とは、登録登記手続の完了から国家強制廃棄処分標準に達する前までに行う所有権の変更ならびに法に基づき名義者変更手続を行う自動車を指す。新エネルギー自動車とは、新型動力システムを採用し、完全にもしくは主として新型エネルギーをよりどころとして駆動する自動車を指し、プラグインハイブリッド(航続距離延長型を含む)自動車、電気自動車お

よび燃料電池自動車等を含む。

- 第5条 自動車ローンの利率は、中国人民銀行が公布する貸出金利の規定に基づき執行し、利息の計算・ 決算方法は借入人および貸付人の協議により確定する。
- 第6条 自動車ローンの貸付期間(貸付期間の延長を含む)は5年を超えてはならず、そのうち、中古車ローンの貸付期間(貸付期間の延長を含む)は3年を超えてはならず、代理商による自動車ローンの貸付期間は1年を超えてはならない。
- 第7条 借入人・貸付人の双方は、平等、自発的、誠実、信用を守る原則を遵守しなければならない。

第2章 個人による自動車ローン

- 第8条 本弁法がいう個人による自動車ローンとは、貸付人が個人の借入人に実行する自動車購入に用いる貸付を指す。
- 第9条 借入人は個人による自動車ローンを申請する場合、同時に以下の条件に合致しなければならない。
 - (1) 中華人民共和国の公民である、もしくは中華人民共和国国内に連続して1年(1年を含む) 以上居住する香港・マカオ・台湾居住者および外国人、
 - (2) 有効な身分証明、固定および詳細な住所を有し、かつ完全な民事行為能力を有する、
 - (3) 安定した合法的な収入もしくは借入元利金の償還に十分な個人の合法的な資産を有する、
 - (4) 個人の信用が良好である、
 - (5) 規定の頭金を支払うことができる、
 - (6) 貸付人が要求するその他の条件。
- 第10条 貸付人が実行する個人による自動車ローンは、総合的に以下の要素を考慮し、貸付金額、期間、 利率および元利返済方式等の貸付条件を確定しなければならない。
 - (1) 貸付人の借入人に対する信用格付の状況、
 - (2) 貸付担保の状況、
 - (3) 購入する自動車の性能および用途、
 - (4) 自動車業界の発展および自動車市場の需給状況。
- 第11条 貸付人は借入人の信用貸付記録を構築しなければならない。借入人の信用貸付記録には以下の

内容を記載しなければならない。

- (1) 借入人の姓名、住所、有効な身分証明および有効な連絡方法、
- (2) 借入人の収入水準および信用状況証明、
- (3) 購入する自動車の自動車購入協議、自動車型番、エンジン番号、車両識別番号、価格と自動車購入の用途、
- (4) 貸付の金額、期間、利率、返済方式および担保の状況、
- (5) 貸付の督促・回収記録、
- (6) 貸付リスク防止に必要なその他の資料。
- 第12条 貸付人が実行する個人による商用車ローンは、本弁法第 11 条が規定する内容を除き、借入人の 信用貸付記録に商用車運営資格証の年度検査状況、商用車の減価償却、保険状況等の内容を追加しなければならない。

第3章 代理商による自動車ローン

- 第13条 本弁法がいう代理商による自動車ローンとは、貸付人が自動車代理商に実行する車両、部品・ 付属品の購買に用いる貸付を指す。
- **第14条** 借入人が代理商による自動車ローンを申請する場合、同時に以下の条件に合致しなければならない。
 - (1) 工商行政主管部門が確認発行する企業法人営業許可証を有する、
 - (2) 自動車製造業者が発行する自動車代理販売証明を有する、
 - (3) 資産負債比率が80%を超えていない、
 - (4) 安定した合法的な収入もしくは借入元利金の償還に十分な合法的な資産を有する、
 - (5) 代理商、代理商の高級管理人員および代理商が代理でローン申請を受理する顧客に重大な 違約行為もしくは信用不良記録がない、
 - (6) 貸付人が要求するその他の条件。
- 第15条 貸付人は、各代理商の借入人のために独立した信用貸付記録を構築し、合わせて遅滞なく更新 しなければならない。代理商の信用貸付記録には以下の内容を記載しなければならない。
 - (1) 代理商の名称・法定代表者および営業住所、
 - (2) 各種営業証明書のコピー、
 - (3) 代理商が購入した保険、商業信用および財務状況、

- (4) 購入する自動車および部品の型番、価格および用途、
- (5) 借入担保の状況、
- (6) 貸付リスク防止に必要なその他の資料。
- 第16条 貸付人は、代理商による車両、部品・付属品購買ローンの貸付金額に対して代理商の一定期間 の平均在庫を根拠としなければならず、具体的な期間は代理商の在庫の回転状況をみて定めな ければならない。
- 第17条 貸付人は代理商が購買した車両、部品・付属品の在庫を定期的に点検し、ならびに代理商の財務諸表等を分析する方法を通じて、定期的に代理商に対して信用審査を行い、合わせて審査結果をみて代理商の信用等級および在庫点検の頻度を調整する。

第4章 機構による自動車ローン

- 第18条 本弁法がいう機構による自動車ローンとは、貸付人が代理商を除く法人、その他の経済組織(以下、機構借入人という)に対して実行する自動車購入に用いる貸付を指す。
- 第19条 借入人が機構による自動車ローンを申請する場合、同時に以下の条件に合致しなければならない。
 - (1) 企業もしくは事業単位登記管理機関が確認発行する企業法人営業許可証もしくは事業単位 法人証書および法人分支機構営業許可証、個人工商業者営業許可証等、借入人の主体資格 を証明する法定文書を有する、
 - (2) 合法的で安定した収入もしくは借入元利金の償還に十分な合法的な資産を有する、
 - (3) 規定の頭金を支払うことができる、
 - (4) 重大な違約行為もしくは信用不良記録がない、
 - (5) 貸付人が要求するその他の条件。
- 第20条 貸付人は、本弁法第 15 条の規定を参照して各機構借入人のために独立した信用貸付記録を構築 し、信用貸付リスクの追跡モニタリングを強化しなければならない。
- 第21条 貸付人は自動車リース業務に従事する機構に対して機構による商用車ローンを実行する場合、借入人による残存価額の見積方式に対してモニタリングし、見込まれる残存価額が高すぎることで貸付人にリスクをもたらすことを防止しなければならない。

第5章 リスク管理

第22条 自動車ローンの実行には最高貸付実行比率要求制度を実施し、貸付人が実行する自動車ローンの金額が借入人の購入する自動車価格に占める比率は、最高貸付実行比率要求を超えてはならない。最高貸付実行比率要求は、中国人民銀行、中国銀行業監督管理委員会がマクロ経済、業界発展等の実際の状況に基づき別途、規定する。

前項がいう自動車価格とは、新車に対しては自動車の実際の成約価格(政府の補助金を控除し、かつ各種付加税・費および保険料等を含まず)と自動車製造業者が公布する価格の比較で低いものを指し、中古車に対しては自動車の実際の成約価格(政府の補助金を控除し、かつ各種付加税・費および保険料等を含まず)と貸付人による評価価格の比較で低いものを指す。

- 第23条 貸付人は借入人の信用格付システムを構築し、外部の信用格付を慎重に使用し、内外格付の結合を通じて、借入人の信用格付を確定しなければならない。個人の借入人に対して、その職業、収入状況、返済能力、信用記録等の要素に基づき信用等級を確定しなければならない。代理商および機構の借入人に対しては、その信用貸付記録が反映する状況、高級管理人員の信用状況、財務状況、信用記録等の要素に基づき信用等級を確定しなければならない。
- 第24条 貸付人が実行する自動車ローンには、借入人に自動車購入の抵当もしくはその他の有効な担保 の提出を要求しなければならない。貸付人による審査・評価を経て、借入人の信用が良好で、 ローンの償還が確かにできると確認された場合、担保を提供しなくてもよい。
- 第25条 貸付人は、直接もしくは委託により代理商を指定して自動車ローン申請を受理し、貸付の審査 と実行の分離制度を改善し、貸付前審査および貸付後の追跡督促・回収業務を強化しなければ ならない。
- **第26条** 貸付人は、中古車市場情報のデータベースおよび中古車残存価額見積システムを構築しなければならない。
- 第27条 貸付人は貸付金額、貸付地域分布、借入人の財務状況、自動車ブランド、抵当担保等の要素に基づき自動車ローン分類モニタリングシステムを構築し、異なる種別の自動車ローンリスクに対して定期検査、評価を行わなければならない。
- **第28条** 貸付人は、自動車ローンアラートモニタリング分析システムを構築し、アラート基準を制定しなければならない。アラート基準を超えた後は、貸付審査・批准制度をあらためて評価する等の措置を採用しなければならない。

- 第29条 貸付人は、不良貸付分類処理制度および慎重な貸付損失準備制度を構築し、相応のリスク準備金を引き当てなければならない。
- 第30条 貸付人が抵当貸付を実行する場合、慎重に抵当物の価値を評価し、十分に抵当物の減価リスクを考慮し、抵当率の上限を設定しなければならない。
- 第31条 貸付人は、自動車ローンの関連情報を遅滞なく金融信用情報基礎データベースに入力しなければならない。

第6章 附則

- 第32条 貸付人が自動車ローン業務に従事するとき本弁法規定の行為に違反する場合、中国銀行業監督管理委員会およびその派出機構は『中華人民共和国銀行業監督管理法』等の法律規定に基づき、 当該貸付人およびそれに関連する人員に対して処罰を行う。中国人民銀行およびその分支機構 は、中国銀行業監督管理委員会およびその派出機構に、自動車ローン業務に従事する貸付人の 規定違反行為に対して監督検査を行うことを提案することができる。
- **第33条** 貸付人が借入人に対してブルドーザー、掘削機、攪拌機、ポンプ等、工事車両の購入に用いる 貸付を実行する場合、本弁法を参照して執行する。
- 第34条 本弁法は中国人民銀行および中国銀行業監督管理委員会が共同で解釈に責任を負う。
- 第35条 本弁法は 2018 年 1 月 1 日より施行する。もとの『自動車ローン管理弁法』(中国人民銀行 中国銀行業監督管理委員会令 [2004] 第 2 号発布) は同時に廃止する。

中国人民銀行 中国銀行業監督管理委員会 銀発[2017]234号 自動車ローンに関する政策の調整についての通達

中国人民銀行上海本部、各分行・営業管理部、各省都(首府)都市中心支行、各副省級都市中心支行; 各省(自治区・直轄市)銀監局;各国有商業銀行・株式制商業銀行、中国郵政貯蓄銀行:

国務院による経済構造調整の政策を実行し、多様化する消費の潜在力を放出し、グリーン・環境保護産業経済の発展を推進し、自動車消費信用貸付市場における供給の品質と効率を高めるため、『中国人民銀行銀監会 新たな消費領域に対する金融支援の強化に関する指導意見』(銀発 [2016] 92 号) に基づき、ここに自動車ローン政策に関する事項について以下のように通知する。

1、 自家用の従来型動力自動車の最高貸付実行比率は80%とし、商用の従来型動力自動車の最高貸付実行比率は70%とする。自家用の新エネルギー自動車の最高貸付実行比率は85%とし、商用の新エネルギー自動車の最高貸付実行比率は75%とする。中古車の最高貸付実行比率は70%とする。

このうち、新エネルギー自動車の貸付政策が実施される車の型式範囲に対しては、各金融機構は『自動車ローン管理弁法』の基礎の上に、自発的で、慎重およびリスクコントロール可能の原則に基づき、工業情報化部が発布した『新エネルギー自動車普及応用推薦モデル目録』を参考に執行することができる。

- 2、各金融機構は当該機構の自動車ローン投入政策、リスク防止等の要素を結合し、借入人の信用状況、 返済能力等に基づき合理的に自動車ローンの具体的な実行比率を確定しなければならない。着実に 自動車ローンにおける全プロセスの管理を強化し、貸付前審査を強化し、絶えず顧客の信用評価シ ステムを改善し、ローンの返済原資で対応する元本利息を十分にカバーできることを保証しなけれ ばならない。絶えず残存価額経験データの蓄積を強化し、抵当品、質権設定品の価値を慎重に評価 する政策を実行し、抵当品、質権設定品の価値評価システムを改善しなければならない。貸付分類 制度を改善し、不良貸付のモニタリングを強化し、十分な額の準備金を引き当てなければならない。
- 3、 人民銀行の各分支機構、銀監会の各派出機構は、自動車ローンの資産品質、機構の穏健性へのモニタリング、分析および評価を強化し、遅滞なく潜在リスクを発見し、有効に対応し、金融機構による自動車ローン業務の安定した運営を促進しなければならない。各金融機構が具体的な業務において遭遇した重大な問題は、遅滞なく人民銀行および分支機構、銀監会およびその派出機構に反映しなければならない。
- 4、 本通達は2018年1月1日より施行する。

本通達がいう金融機構とは、中華人民共和国国内で法に基づき設立し、銀監会の批准を経て人民元貸付業務を経営する商業銀行、農村合作銀行、農村信用社および自動車ローン業務経営の許可を取得した非銀行金融機構を指す。

人民銀行上海本部・各分行・営業管理部・省都(首府)都市中心支行・副省級都市中心支行、各省・ 自治区・直轄市の銀監局は、本通達を共同で管轄内の関連金融機構へ転送すること。

中国人民銀行 銀 監 会 2017年10月16日

(中国語原文)

中国人民银行 中国银行业监督管理委员会令〔2017〕第2号

为进一步支持促进汽车消费,规范汽车贷款业务管理,中国人民银行、中国银行业监督管理委员会决定修订《汽车贷款管理办法》。修订后的《汽车贷款管理办法》经中国人民银行行长办公会议和中国银行业监督管理委员会主席会议审议通过,现予发布,自 2018 年 1 月 1 日起施行。原《汽车贷款管理办法》(中国人民银行中国银行业监督管理委员会令〔2004〕第 2 号发布〕同时废止。

中国人民银行 行 长 周小川 银 监 会 主 席 郭树清 2017年10月13日

汽车贷款管理办法

(2017年修订)

第一章 总则

- **第一条** 为规范汽车贷款业务管理,防范汽车贷款风险,促进汽车贷款业务健康发展,根据《中华人民共和国中国人民银行法》、《中华人民共和国银行业监督管理法》、《中华人民共和国商业银行法》等法律规定,制定本办法。
- **第二条** 本办法所称汽车贷款是指贷款人向借款人发放的用于购买汽车(含二手车)的贷款,包括个 人汽车贷款、经销商汽车贷款和机构汽车贷款。
- **第三条** 本办法所称贷款人是指在中华人民共和国境内依法设立的、经中国银行业监督管理委员会及 其派出机构批准经营人民币贷款业务的商业银行、农村合作银行、农村信用社及获准经营汽 车贷款业务的非银行金融机构。
- **第四条** 本办法所称自用车是指借款人通过汽车贷款购买的、不以营利为目的的汽车;商用车是指借款人通过汽车贷款购买的、以营利为目的的汽车;二手车是指从办理完注册登记手续到达到国家强制报废标准之前进行所有权变更并依法办理过户手续的汽车;新能源汽车是指采用新型动力系统,完全或者主要依靠新型能源驱动的汽车,包括插电式混合动力(含增程式)汽车、纯电动汽车和燃料电池汽车等。
- 第五条 汽车贷款利率按照中国人民银行公布的贷款利率规定执行,计、结息办法由借款人和贷款人

协商确定。

- **第六条** 汽车贷款的贷款期限(含展期)不得超过5年,其中,二手车贷款的贷款期限(含展期)不得超过3年,经销商汽车贷款的贷款期限不得超过1年。
- **第七条** 借贷双方应当遵循平等、自愿、诚实、守信的原则。

第二章 个人汽车贷款

- **第八条** 本办法所称个人汽车贷款,是指贷款人向个人借款人发放的用于购买汽车的贷款。
- 第九条 借款人申请个人汽车贷款,应当同时符合以下条件:
 - (一) 是中华人民共和国公民,或在中华人民共和国境内连续居住一年(含一年)以上的港、 澳、台居民及外国人;
 - (二) 具有有效身份证明、固定和详细住址且具有完全民事行为能力;
 - (三) 具有稳定的合法收入或足够偿还贷款本息的个人合法资产:
 - (四) 个人信用良好:
 - (五) 能够支付规定的首期付款;
 - (六) 贷款人要求的其他条件。
- **第十条** 贷款人发放个人汽车贷款,应综合考虑以下因素,确定贷款金额、期限、利率和还本付息方式等贷款条件:
 - (一) 贷款人对借款人的信用评级情况;
 - (二) 贷款担保情况:
 - (三) 所购汽车的性能及用途;
 - (四) 汽车行业发展和汽车市场供求情况。
- 第十一条 贷款人应当建立借款人信贷档案。借款人信贷档案应载明以下内容:
 - (一) 借款人姓名、住址、有效身份证明及有效联系方式;
 - (二) 借款人的收入水平及信用状况证明;
 - (三) 所购汽车的购车协议、汽车型号、发动机号、车架号、价格与购车用途;
 - (四) 贷款的金额、期限、利率、还款方式和担保情况;
 - (五) 贷款催收记录;

- (六) 防范贷款风险所需的其他资料。
- **第十二条** 贷款人发放个人商用车贷款,除本办法第十一条规定的内容外,应在借款人信贷档案中增加 商用车运营资格证年检情况、商用车折旧、保险情况等内容。

第三章 经销商汽车贷款

- 第十三条 本办法所称经销商汽车贷款,是指贷款人向汽车经销商发放的用于采购车辆、零配件的贷款。
- 第十四条 借款人申请经销商汽车贷款,应当同时符合以下条件:
 - (一) 具有工商行政主管部门核发的企业法人营业执照;
 - (二) 具有汽车生产商出具的代理销售汽车证明:
 - (三) 资产负债率不超过80%;
 - (四) 具有稳定的合法收入或足够偿还贷款本息的合法资产;
 - (五) 经销商、经销商高级管理人员及经销商代为受理贷款申请的客户无重大违约行为或信用不良记录:
 - (六) 贷款人要求的其他条件。
- **第十五条** 贷款人应为每个经销商借款人建立独立的信贷档案,并及时更新。经销商信贷档案应载明以下内容:
 - (一) 经销商的名称、法定代表人及营业地址;
 - (二) 各类营业证照复印件;
 - (三) 经销商购买保险、商业信用及财务状况:
 - (四) 所购汽车及零部件的型号、价格及用途;
 - (五) 贷款担保状况;
 - (六) 防范贷款风险所需的其他资料。
- **第十六条** 贷款人对经销商采购车辆、零配件贷款的贷款金额应以经销商一段期间的平均存货为依据, 具体期间应视经销商存货周转情况而定。
- **第十七条** 贷款人应通过定期清点经销商采购车辆、零配件存货,以及分析经销商财务报表等方式,定期对经销商进行信用审查,并视审查结果调整经销商信用级别和清点存货的频率。

第四章 机构汽车贷款

- **第十八条** 本办法所称机构汽车贷款,是指贷款人对除经销商以外的法人、其他经济组织(以下简称机构借款人)发放的用于购买汽车的贷款。
- 第十九条 借款人申请机构汽车贷款,必须同时符合以下条件:
 - (一) 具有企业或事业单位登记管理机关核发的企业法人营业执照或事业单位法人证书及 法人分支机构营业执照、个体工商户营业执照等证明借款人主体资格的法定文件:
 - (二) 具有合法、稳定的收入或足够偿还贷款本息的合法资产;
 - (三) 能够支付规定的首期付款:
 - (四) 无重大违约行为或信用不良记录;
 - (五) 贷款人要求的其他条件。
- **第二十条** 贷款人应参照本办法第十五条的规定为每个机构借款人建立独立的信贷档案,加强信贷风险 跟踪监测。
- **第二十一条** 贷款人对从事汽车租赁业务的机构发放机构商用车贷款,应监测借款人对残值的估算方式, 防范残值估计过高给贷款人带来的风险。

第五章 风险管理

第二十二条 汽车贷款发放实施贷款最高发放比例要求制度,贷款人发放的汽车贷款金额占借款人所购汽车价格的比例,不得超过贷款最高发放比例要求;贷款最高发放比例要求由中国人民银行、中国银行业监督管理委员会根据宏观经济、行业发展等实际情况另行规定。

前款所称汽车价格,对新车是指汽车实际成交价格(扣除政府补贴,且不含各类附加税、费及保费等)与汽车生产商公布的价格的较低者,对二手车是指汽车实际成交价格(扣除政府补贴,且不含各类附加税、费及保费等)与贷款人评估价格的较低者。

- **第二十三条** 贷款人应建立借款人信用评级系统,审慎使用外部信用评级,通过内外评级结合,确定借款人的信用级别。对个人借款人,应根据其职业、收入状况、还款能力、信用记录等因素确定信用级别; 对经销商及机构借款人,应根据其信贷档案所反映的情况、高级管理人员的信用情况、财务状况、信用记录等因素确定信用级别。
- **第二十四条** 贷款人发放汽车贷款,应要求借款人提供所购汽车抵押或其他有效担保。经贷款人审查、评估,确认借款人信用良好,确能偿还贷款的,可以不提供担保。

- **第二十五条** 贷款人应直接或委托指定经销商受理汽车贷款申请,完善审贷分离制度,加强贷前审查和贷 后跟踪催收工作。
- 第二十六条 贷款人应建立二手车市场信息数据库和二手车残值估算体系。
- **第二十七条** 贷款人应根据贷款金额、贷款地区分布、借款人财务状况、汽车品牌、抵押担保等因素建立 汽车贷款分类监控系统,对不同类别的汽车贷款风险进行定期检查、评估。根据检查评估结 果,及时调整各类汽车贷款的风险级别。
- **第二十八条** 贷款人应建立汽车贷款预警监测分析系统,制定预警标准;超过预警标准后应采取重新评价贷款审批制度等措施。
- 第二十九条 贷款人应建立不良贷款分类处理制度和审慎的贷款损失准备制度,计提相应的风险准备。
- 第三十条 贷款人发放抵押贷款,应审慎评估抵押物价值,充分考虑抵押物减值风险,设定抵押率上限。
- 第三十一条 贷款人应将汽车贷款的有关信息及时录入金融信用信息基础数据库。

第六章 附则

- **第三十二条** 贷款人在从事汽车贷款业务时有违反本办法规定之行为的,中国银行业监督管理委员会及其派出机构有权依据《中华人民共和国银行业监督管理法》等法律规定对该贷款人及其相关人员进行处罚。中国人民银行及其分支机构可以建议中国银行业监督管理委员会及其派出机构对从事汽车贷款业务的贷款人违规行为进行监督检查。
- **第三十三条** 贷款人对借款人发放的用于购买推土机、挖掘机、搅拌机、泵机等工程车辆的贷款,比照本办法执行。
- 第三十四条 本办法由中国人民银行和中国银行业监督管理委员会共同负责解释。
- **第三十五条** 本办法自 2018 年 1 月 1 日起施行。原《汽车贷款管理办法》(中国人民银行 中国银行业监督管理委员会令(2004)第 2 号发布)同时废止。

中国人民银行 中国银行业监督管理委员会 银发[2017] 234 号 关于调整汽车贷款有关政策的通知

中国人民银行上海总部,各分行、营业管理部,各省会(首府)城市中心支行,各副省级城市中心支行;各省(自治区、直辖市)银监局;各国有商业银行、股份制商业银行,中国邮政储蓄银行;

为落实国务院调整经济结构的政策,释放多元化消费潜力,推动绿色环保产业经济发展,提升汽车消费信贷市场供给质效,根据《中国人民银行银监会关于加大对新消费领域金融支持的指导意见》(银发〔2016〕92号),现将汽车贷款政策有关事项通知如下:

一、自用传统动力汽车贷款最高发放比例为80%,商用传统动力汽车贷款最高发放比例为70%;自用新能源汽车贷款最高发放比例为85%,商用新能源汽车贷款最高发放比例为75%;二手车贷款最高发放比例为70%。

其中,对于实施新能源汽车贷款政策的车型范围,各金融机构可在《汽车贷款管理办法》基础上,根据自愿、审慎和风险可控原则,参考工业和信息化部发布的《新能源汽车推广应用推荐车型目录》执行。

- 二、各金融机构应结合本机构汽车贷款投放政策、风险防控等因素,根据借款人信用状况、还款能力等合理确定汽车贷款具体发放比例;切实加强汽车贷款全流程管理,强化贷前审查,不断完善客户资信评估体系,保证贷款第一还款来源能充分覆盖相应本金利息;不断加强残值经验数据积累,落实抵押品、质押品价值审慎评估政策,完善抵押品、质押品价值评估体系;完善贷款分类制度,加强不良贷款监控,足额计提相应拨备。
- **三、**人民银行各分支机构、银监会各派出机构应强化对汽车贷款资产质量、机构稳健性的监测、分析和评估,及时发现、有效应对潜在风险,促进金融机构汽车贷款业务稳健运行。各金融机构在具体业务中遇到重大问题应及时向人民银行及其分支机构、银监会及其派出机构反映。
- 四、本通知自2018年1月1日起施行。

本通知所称金融机构是指在中华人民共和国境内依法设立的、经银监会批准经营人民币贷款业务的商业银行、农村合作银行、农村信用社及获准经营汽车贷款业务的非银行金融机构。

请人民银行上海总部、各分行、营业管理部、省会(首府)城市中心支行、副省级城市中心支行,各省、自治区、直辖市银监局将本通知联合转发至辖区内相关金融机构。

中国人民银行 银 监 会 2017 年 10 月 16 日

【ご注意】

- 1. 法律上、会計上の助言:本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- 2. 秘密保持:本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- 3. 著作権:本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. 免責:

- (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証する ものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。 また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
- (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する 必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本 資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
- 5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。